

【Q & A】 燃油等高騰緊急対策事業費補助金

1. 全般関係

(問 1-1)	事業実施者について年齢制限等の要件はありますか。
(答)	ありません。本事業は漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を条件としていますので、セーフティーネットの加入要件を満たしていれば、活用できます。
(問 1-2)	対象となる漁業用燃油と養殖用配合飼料はどのようなものですか。
(答)	セーフティーネットの対象と同様で、漁業用燃油は「A重油」、「軽油」、「ガソリン」、「その他燃油のうち漁業の用に供するもの」、養殖用配合飼料は「魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち養殖業の用に供するもの」です。
(問 1-3)	遊漁船業や警戒船で使用した燃油や魚の運搬に使用した車両の燃料は対象になりますか。
(答)	対象になりません。漁業の用に供した燃油のみ対象になりますので、漁業に関する試験、調査、指導、練習に従事する船舶に使用したもの、遊漁船業に使用したもの、車に使用したもの等は対象外です。
(問 1-4)	漁協等とはどういった団体が対象になりますか。
(答)	県内の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、船主組合といった漁業者が所属する団体を想定しています。
(問 1-5)	補助金は何円単位で支払われますか。
(答)	1円単位（1円未満は切捨て）で交付されます。
(問 1-6)	燃油等購入支援事業は、セーフティーネットの上乗せ補助という考え方で すか。
(答)	本事業では補填単価や補助の上限を算出する際等に、セーフティーネットの仕組みを利用しますが、事業としては別の事業になります。上乗せ補助ではありません。セーフティーネットの補填金の支払いとは別に漁業者負担分の1/2相当額を県が補助します。
(問 1-7)	補填単価はどのように算出され、いつ通知されますか。
(答)	県補填単価はセーフティーネット発動時の補填単価を基に県が算出します。県補填単価の通知はセーフティーネットの補填単価が通知された後に県から漁協等へ通知します。
(問 1-8)	漁協に所属していない漁業者は対象になりますか。
(答)	漁協等に対して補助する事業ですので、近隣の漁協等に相談のうえ、申請して下さい。

(問 1-9)	セーフティーネット事業を1人が複数契約している場合(燃油と配合飼料で契約、漁船ごとで契約している等)、すべての契約が事業の対象になりますか。また、事業の申請はどのようにすればよいですか。					
(答)	<p>セーフティーネット事業に加入することが出来れば、すべての契約が対象になります。事業の申請は以下をご参照下さい。</p> <p>漁業者から漁協等に提出する「燃油等購入支援事業申請書(要領 別記様式第1号)」については、複数漁船で契約している場合は購入予定数量や積立単価等を漁船ごとに行を追加して記載をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：A 重油 A丸 50 リットル B丸 50 リットル</p> </div> <p>漁協等から県に提出する「燃油等購入支援事業交付申請積算根拠(要綱第1号様式 別紙2)」については「1 漁業用燃油」の表に氏名と漁船名の記載をお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：県庁 太郎 (A丸) 50 リットル ... 県庁 太郎 (B丸) 50 リットル ...</p> </div>					
(問 1-10)	運営事業はどのような経費が対象になりますか。					
(答)	人件費(担当者時間給×作業時間)と振込手数料(税抜金額)の実費分が対象になります。					
(問 1-11)	補助金額の上限はありますか。					
(答)	<p>燃油等購入支援事業の補助上限は以下のとおりで、事業実施者ごとに設定されます。ただし、養殖用配合飼料については、補助対象となる数量が年間購入予定数量の1/2以内となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティーネット加入者 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">①R4 積立残額 (R4 第1 四半期終了後) × 1/2</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-left: 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">いずれか高い額</td> </tr> <tr> <td>②R4 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4</td> </tr> <tr> <td>③R5 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4 (※)</td> </tr> </table> <p>※R5 年度積立単価を増額する場合で、申請時に誓約書に記載した積立単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティーネット未加入者 <p style="margin-left: 20px;">R5 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4</p> <p>運営事業の補助上限は、人件費が事業実施者1件あたり7,638円、事務費(振込手数料)が事業実施者1件あたり1,400円(税抜)が上限となります。</p>	①R4 積立残額 (R4 第1 四半期終了後) × 1/2	}	いずれか高い額	②R4 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4	③R5 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4 (※)
①R4 積立残額 (R4 第1 四半期終了後) × 1/2	}	いずれか高い額				
②R4 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4						
③R5 積立単価×R4 年間購入予定数量×1/4 (※)						

(問 1-12)	本事業への申請時に設定（誓約書に記載）した令和5年度セーフティーネット加入時の積立単価を、実際に加入する際に増額することは可能ですか。また、増額した場合は増額分まで補助を受けることは可能ですか。
(答)	積立単価を増額して加入することは可能です。補助金額については、本事業への申請時に設定した積立単価が上限となりますので、増額した分は対象になりません。
(問 1-13)	セーフティーネット加入予定者またはセーフティーネット加入者で令和5年度の積立単価を増額する者について、本事業への申請時に設定した令和5年度セーフティーネット加入時の積立単価を、実際に加入する際に減額した場合はどうなりますか。
(答)	セーフティーネット加入予定者については「令和5年度セーフティーネットの申込時に設定した積立単価×令和4年度年間購入予定数量×1/4」、セーフティーネット加入者で令和5年度の積立単価を増額する者については「令和4年度積立金の残額×1/2」または「令和5年度セーフティーネットの申込時に設定した積立単価×令和4年度年間購入予定数量×1/4」のいずれか高い額が補助の上限となり、それを上回って補助金を受領している場合は、差額の返還が必要になります。
(問 1-14)	積立金を分割納入にしている場合、積立金の残額が四半期ごとになくったり増えたりするのですが、その場合の補助の上限はどうなりますか。また、誓約書（要領 別紙2）を提出する必要はありますか。
(答)	補助の上限は、「①積立残額（令和4年度第1四半期終了後）×1/2」、「②令和4年度積立単価×令和4年度年間購入予定数量×1/4」、「③令和5年度積立単価×R4年間購入予定数量×1/4」のいずれか高い額となります。令和4年度第2、3四半期で積立残額が増える場合であっても、①については第1四半期終了後の積立残額で算出するようにして下さい。また、誓約書（要領 別紙2）については、分割納入により積立残額が増える場合であっても、第1～3四半期で積立残額がすべて取り崩された際は、取り崩された時点で提出するようにして下さい。

2. 事業手続き関係

(問 2-1)	支所が複数ある漁協は、支所ごとに県へ申請することになりますか。
(答)	支所が複数ある場合は本所がまとめて県へ申請を行って下さい。
(問 2-2)	漁業者からの提出書類に押印は必要ですか。
(答)	「燃油等購入支援事業申請書(要領 別記様式第1号)」と「漁業用燃油及び養殖用配合飼料の購入実績報告書(要領 別記様式第2号)」は記名のみで押印は不要です。「誓約書兼同意書(要領 別紙1)」及び「誓約書(別紙2、3、4)」は原則自署(洋上で長期間操業する等、自署が困難な場合は記名・押印でも可)で作成して下さい。
(問 2-3)	「燃油等購入支援事業申請書(要領 別記様式第1号)」に添付する「(6) 購入予定数量の積算根拠」とは、どのような書類ですか。
(答)	セーフティーネット加入者は令和4年度セーフティーネット事業申込時に提出した「年間購入予定数量等設定申込書(別紙様式例第5号)」。 セーフティーネット加入予定者は算出の方法(直近年の購入実績における7中5平均、5中3平均、5年平均又は3年平均(新規就業者などで前記により算出が困難な場合は、直近1年又は同漁業種類で同規模の漁業者の実績))とその数量が分かるものを提出して下さい。 ※「●中▲平均」とは、●年間のうち最も高い1年と最も低い1年の数値を除いた▲年間の平均値のこと
(問 2-4)	セーフティーネット加入予定者の購入予定数量は、暦年(1~12月)と年度(4~3月)のどちらで集計する必要がありますか。
(答)	原則年度で集計して下さい。
(問 2-5)	積立金の残額(令和4年第1四半期終了時点)はどうすれば分かりますか。
(答)	セーフティーネット事業において、第1四半期終了後に購入実績報告書を提出した後であれば、(一社)漁業経営安定化推進協会または高知県漁連に問い合わせると確認することができます。
(問 2-6)	交付申請書の添付書類「燃油等購入支援事業 交付申請積算根拠(別紙2)」について、「d. 申請額」はどのように算出すればよいですか。
(答)	まず、「a. 購入予定数量」×「b. 補填単価」により「c. 金額」を算出します。次に漁業者から提出された「燃油等購入支援事業申請書(要領 別記様式第1号)」を基に各事業実施者の補助上限を算出(算出方法は(問1-11)参照)し、「c. 金額」が補助上限よりも低い場合は「c. 金額」をそのまま「d. 申請額」に記載し、「c. 金額」が補助上限よりも高い場合は補助上限の金額を「d. 申請額」に記載して下さい。

(問 2-7)	概算払請求は必要ですか。
(答)	<p>本事業は、実績報告（3月中旬）の前に漁業者への支払を完了しておく必要があることから、漁協等で補助金の立替えが困難な場合は概算払請求をしてもらう必要があります。</p> <p>概算払請求は四半期ごとには行わず、原則第3四半期終了後に第2、3四半期分をまとめて請求とさせていただきます。</p>
(問 2-8)	「漁業用燃油及び養殖用配合飼料の購入実績報告書（要領 別記様式第2号）」に添付する「(1) 漁業用燃油又は養殖用配合飼料の購入を証明するもの」とはどのような書類ですか。
(答)	セーフティーネット加入者はセーフティーネット事業における「購入実績報告書（別紙様式例第6号）」または発動時に漁業者へ送付される通知はがき、セーフティーネット加入予定者は燃油や飼料の購入に係る領収書や漁協等が発行する証明書や漁協等が作成した元帳などを提出して下さい。